

鯖江市り災証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水災、風災、地震その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害に関する証明書（以下「り災証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 り災証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、り災後おおむね30日以内にり災証明書交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 写真
- (2) 位置図
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(申請書の審査等)

第3条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その適否を審査し、必要に応じて調査することができる。

2 市長は、大規模な災害により多数の調査の必要があるときは、調査のために必要な組織を編成することができる。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、適当と認めたときは、申請者に対し、速やかにり災証明書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、同一のり災物件について、再度申請書の提出を受けたときは、前条第1項の規定による審査を省略して、り災証明書を交付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、り災証明書の様式について提出先において特に定めがあるときは、当該様式を使用することができる。

(証明事項)

第5条 り災証明書で証明する事項は、災害によるり災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(庶務)

第6条 り災証明書交付に関する事務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。